

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査対象団体の選定

内灘町からの補助金等の交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者等の中から抽出選定した。

2 監査の対象

監査実施団体	所管部課	施設名	指定管理料
(公の施設の指定管理者) 一般財団法人内灘町 公共施設管理公社	町民福祉部 福祉課	内灘町展望温泉ほのぼの湯及び内灘町防災コミュニティセンター(以下「ほのぼの湯等」)	平成 29 年度 26,900,000 円 平成 30 年度 23,000,000 円
	教育部 生涯学習課	内灘町サイクリングターミナル(以下「サイクリングターミナル」)	平成 29 年度 14,000,000 円 平成 30 年度 14,250,000 円
		内灘町体育施設(野球場、総合公園テニスコート、サッカー競技場)(以下「体育施設」)	平成 29 年度 12,400,000 円 平成 30 年度 11,500,000 円
		内灘町屋内多目的広場(以下「屋内多目的広場」)	平成 29 年度 1,380,000 円 平成 30 年度 1,000,000 円

3 監査の実施日

平成 31 年 2 月 27 日(水)～3 月 11 日(月)

4 監査の場所

内灘町役場 2 階議会棟 第 3 委員会室

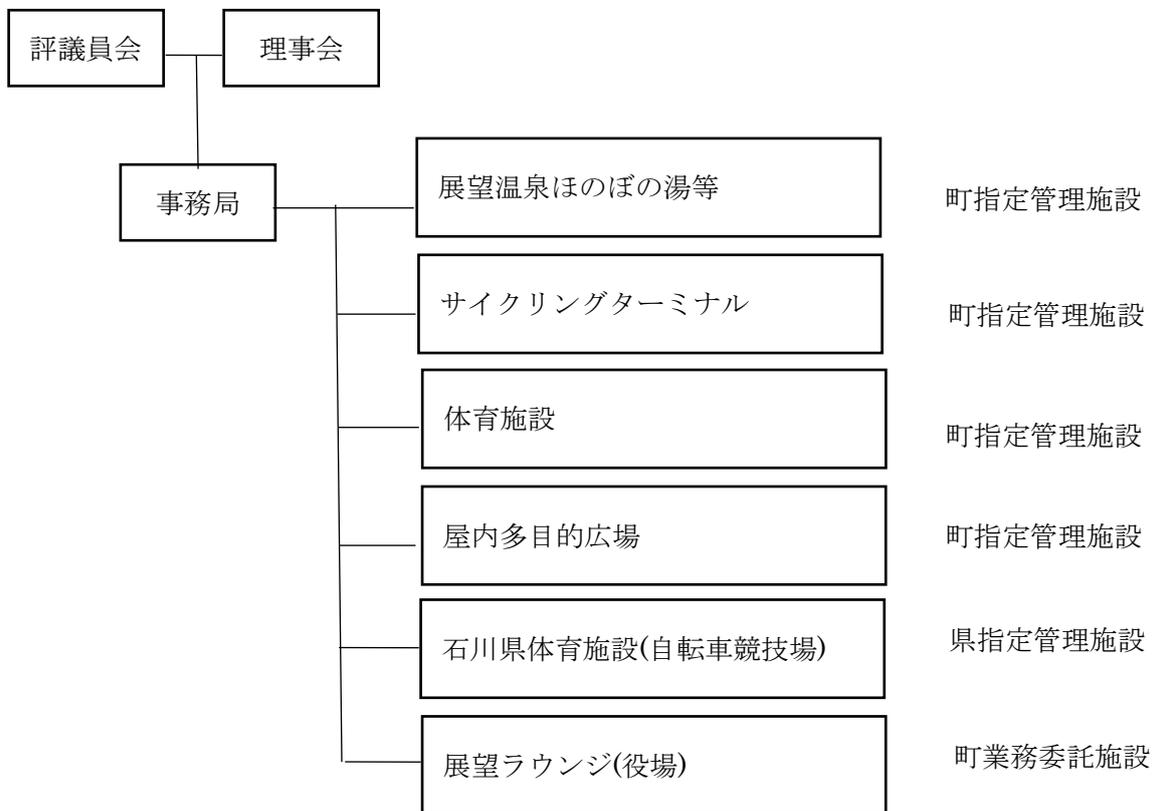
5 監査の方法

所管課及び指定管理者に提出を求めた資料(団体の概要調書、定款、協定書・管理仕様書、事業計画書、事業実績報告書、予算書・決算書、施設別損益計算書、各通帳残高証明書等)に基づき、運営状況、予算及び決算についての説明資料、その他経営について、次の点に主眼を置いて、書類等の照合、確認、関係者への質問など必要と認められた実施手続きにより監査を行った。

- (1) 条例等関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る収支の経理は適切になされているか。
- (4) 利用促進のための努力がなされ、常に経営の改善に取り組んでいるか。

6 一般財団法人内灘町公共施設管理公社の概要

- (1) 基本財産 定めなし
- (2) 設立目的 内灘町及びその他の地方公共団体が設置する公の施設につき、経済的かつ効率的な管理運営を行い利用の効率化を図り、もって施設利用者へのサービスの向上と町民福祉の増進に寄与する。
- (3) 設立年月日 平成4年1月29日
(平成25年4月1日、財団法人内灘町公共施設等管理公社から一般財団法人化)
- (4) 主な事業 内灘町及びその他の地方公共団体から委託を受けた公の施設の管理運営に関する事業、公の施設に付随する施設の管理運営に関する事業、目的を達成するために必要な事業(指定管理6施設、管理委託契約1施設)
- (5) 組織 正規(常勤)：事務職員2人、業務員2名
臨時・非常勤等：事務職員3人、業務員47人 計54名



(6) 収支の状況

区 分	総収入額	総支出額	差 引 額	備 考
平成 30 年度	180,430,551 円	177,689,496 円	2,741,055 円	第 3 四半期
平成 29 年度	223,714,446 円	222,512,420 円	1,202,026 円	
平成 28 年度	175,500,663 円	176,059,613 円	△558,950 円	

(7) 指定管理期間

①ほのぼの湯等

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

※平成 18 年度から平成 28 年度までは旧内灘町福祉センター（憩）の指定管理。

平成 29 年度より新築した展望温泉ほのぼの湯等の指定管理。

②サイクリングターミナル

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

※平成 18 年度から指定管理を開始

③体育施設

平成 29 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

※野球場及び総合公園テニスコートは平成 18 年度から、サッカー競技場は平成 27 年 3 月完成、4 月より指定管理を開始

④屋内多目的広場

平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日

※平成 28 年 12 月の完成とともに指定管理を開始

(8) 管理業務の内容

①ほのぼの湯等

- ・施設等の利用促進に関する業務
- ・施設等の使用許可に関する業務
- ・施設等の利用料金の納入に関する業務
- ・施設等の設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
- ・その他必要業務（自主事業）
- ・その他協議して定めた施設等の管理に関する業務

②サイクリングターミナル

- ・宿泊施設を提供する業務
- ・集会のための会場を提供する業務
- ・サイクリングのための自転車を貸し付ける業務
- ・内灘町の地理、歴史、風俗、産業を紹介する業務
- ・軽食堂、野外バーベキュー施設を提供する業務
- ・その他必要業務

③体育施設

- ・管理施設の使用許可に関する業務
- ・管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・管理施設等の維持保全に関する業務
- ・その他必要業務（自主事業）

④屋内多目的広場

- ・施設の使用許可に関する業務
- ・施設の使用に係る使用料金の徴収に関する業務

- ・施設等の維持保全に関する業務
- ・その他必要業務（自主事業）

(8) 利用者数及び収支の推移

①ほのぼの湯等

(単位：人・円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
利用者数	198,513	204,570	202,331	144,085	268,749	
収入	管理委託料	20,952,384	25,000,000	23,000,000	21,634,000	26,900,000
	事業収入	1,208,166	1,298,320	1,348,590	964,560	1,131,650
	使用料	36,109,627	39,834,940	40,471,820	27,285,170	62,990,260
	その他	702,548	795,188	787,803	815,807	2,744,930
	計	58,972,725	66,928,448	65,608,213	50,699,537	93,766,840
支出	管理費	0	0	0	0	0
	事業費	59,892,062	67,753,342	59,842,538	50,003,646	87,588,358
	計	59,892,062	67,753,342	59,842,538	50,003,646	87,588,358
差引損益	▲919,337	▲824,894	5,765,675	695,891	6,178,482	

②サイクリングターミナル

(単位：人・円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
利用者数	51,117	51,537	57,839	57,250	50,289	
収入	管理委託料	12,380,956	14,000,000	13,000,000	14,000,000	14,000,000
	事業収入	46,646,996	49,084,670	58,268,336	55,946,861	58,332,180
	使用料	16,189,661	15,912,380	20,623,950	22,355,154	19,228,470
	その他	870,188	1,031,687	1,292,811	3,407,347	3,932,814
	計	76,087,801	80,028,737	93,185,097	95,709,362	95,493,464
支出	管理費	8,474,303	9,576,010	9,743,692	10,155,499	10,597,510
	事業費	67,954,204	74,638,982	83,442,948	90,328,022	91,391,605
	計	76,428,507	84,214,992	93,186,640	100,483,521	101,989,115
差引損益	▲340,706	▲4,186,255	▲1,543	▲4,774,159	▲6,495,651	

③体育施設

(単位：人・円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
利用者数	11,770	14,647	54,598	50,142	48,822	
収入	管理委託料	7,820,953	8,447,000	12,545,000	12,447,000	12,400,000
	事業収入	0	0	174,116	466,110	265,850
	使用料	2,033,294	2,594,100	6,074,350	6,207,980	6,170,110
	その他	299,832	324,107	673,596	449,889	162,294
	計	10,154,079	11,365,207	19,467,062	19,570,979	18,998,254
支出	管理費	0	0	0	0	0
	事業費	9,886,724	10,715,201	17,389,946	17,267,965	18,097,194
	計	9,886,724	10,715,201	17,389,946	17,267,965	18,097,194
差引損益	267,355	650,006	2,077,116	2,303,014	901,060	

※サッカー競技場は平成 27 年度から供用開始

④屋内多目的広場

(単位：人・円)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数				6,842	18,615
収入	管理委託料			470,000	1,380,000
	事業収入			342,500	969,000
	使用料			1,024,300	5,192,640
	その他			21,371	210,930
	計			1,858,171	7,752,570
支出	管理費			0	0
	事業費			749,083	6,671,596
	計			749,083	6,671,596
差引損益				1,109,088	1,080,974

※平成 28 年 12 月から供用開始

7 監査の結果及び意見

内灘町公共施設管理公社が内灘町指定管理を受託している各施設の管理運営については、指定管理者制度の目的及び施設の設置目的に沿って事務事業を行っており、概ね適正に執行されていると認められた。

しかしながら、事務・事業の一部に改善や検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じ、適正な事務処理を行っていただきたい。

(1) ほのぼの湯等

①提出された事業計画書及び事業報告書は、基本協定書で明記されている内容となっておらず、事業の具体的な計画や実施内容が記載されていないので、改善を求めたい。

②平成 29 年度の利用者数については、リニューアルオープンにより前年度に比べ約 90%増と盛況であったが、平成 30 年度は平成 31 年 1 月末で約 20%減となっている。これは、2 年目に入った反動や平成 30 年 4 月の利用料金値上げによるものと考えられ、今後は利用者の増加を図るために利用者の声をさらに反映させながら、サービス向上、経費節減に努めるとともに、大広間やコミュニティセンターの施設を活用した自主事業の企画・実施に努めていただきたい。

③今後も町との連携を密にし、町民の健康増進と福祉向上及び健康寿命の延伸を図るため、かつ災害発生時における地域の災害対策活動及び平常時における町民の防災活動の拠点としての機能を持ち、町民の防災に関する知識及び技術の普及向上並びに町民の防災意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりに資するための施設という設置目的に沿った、適正かつ効率的な管理運営の継続を望むものである。

(2) サイクリングターミナル

①提出された事業報告書は、事業の具体的な実施内容が記載されていないので、改善を求めたい。

②利用者数は、ここ5年間毎年度5万人台と安定しているが、収支は毎年度赤字が続いている。平成29年度に増改築工事があったにもかかわらず、平成30年度の事業計画書は前年度と同じものが出ており、利用促進や赤字解消に向けての創意工夫が感じられない。今一度事業計画を見直し、積極的に自主事業の企画・実施などに努めていただきたい。

③今後も、町との連携を密にし、素朴で美しい環境の中で豊かな精神を養うため、集会(交歓)、宿泊、憩いの場としての施設という設置目的に沿った、適正かつ効率的な管理運営の継続を望むものである。

(3) 体育施設、屋内多目的広場

①提出された事業報告書は、事業の具体的な実施内容が記載されていないので、改善を求めたい。

②体育施設の利用者数は、減少傾向にあるので、さらなる自主事業などに力を入れ、利用促進を図っていただきたい。

なお、町と指定管理者が締結している基本協定書についても、次のとおり改善や検討を要する事項が見受けられたので、基本協定書を締結される際には、内容を十分精査し、整合性のとれるものとなるよう注意していただきたい。

- ・ほのぼの湯等の基本協定書は、内容の一部に誤りが認められ、加えて管理仕様書に駐車場や備品の明記もされていない。また、各施設の管理仕様書には、基本協定書と一致しない管理業務の内容も見受けられる。
- ・基本協定書に規定されている備品について、更新時に確認していないように見受けられる。

また、サイクリングターミナル、体育施設、屋内多目的広場の利用料金減免について、各施設の管理規則によりその手続はあらかじめ町長の承認を得て減免できているが、町長の承認を得ず、指定管理者が独自の判断で行っている。このため条例の趣旨が反映されるような仕様書に変更するか、実態に合わせた条例となるよう改正する必要があると考える。

指定管理者制度は、公の施設のより効果的・効率的な管理を行うため、その管理に民間の能力を活用するとともに、その適正な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とするものである。

現在、内灘町公共施設管理公社の役員は、理事長以下一部を除き役場の職員で占めており、事務局長、事務局次長3人のうち2人が内灘町のOBである。今後は、少しでも民間活力を導入した管理運営を期待したい。さらに指定管理者制度を導入した所期の目的の達成のため、指定管理業務の評価・検証を日常的、継続的に行うことを望むものである。